

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第9章 雜則</p> <p>(電子取引の範囲)</p> <p>94の5－1 法第94条の5に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当する。したがって、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。</p> <p>(1) いわゆるEDI取引</p> <p>(2) インターネット等による取引</p> <p>(3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）</p> <p>(4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引</p>	<p>第9章 雜則</p> <p>(電子取引の範囲)</p> <p>94の5－1 法第94条の5に規定する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当する。したがって、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。</p> <p>イ いわゆるEDI取引</p> <p>ロ インターネット等による取引</p> <p>ハ 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）</p> <p>二 インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引</p> <p>(2) 「その他これらに準ずる書類」には、令第83条第5項の規定に基づき関税関係帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。</p>